

2-6 バーリング耐力壁の適用ルール

バーリング耐力壁は次に定める適用ルールに従わなければならない。

- a) バーリング耐力壁の適用範囲は、建築基準法施行令第 40 条から第 49 条に準拠した木造軸組とする。
- b) 構造形式は、木造軸組構法および木造との併用構造とする。
- c) 構造計算ルートはルート 1 および 2 とする。
- d) 使用環境はⅢ（通常の状態）とする。
- e) バーリング耐力壁は真壁仕様としなければならない。
※大壁仕様は不可とする
- f) 壁勝仕様および床勝仕様で使用できる。

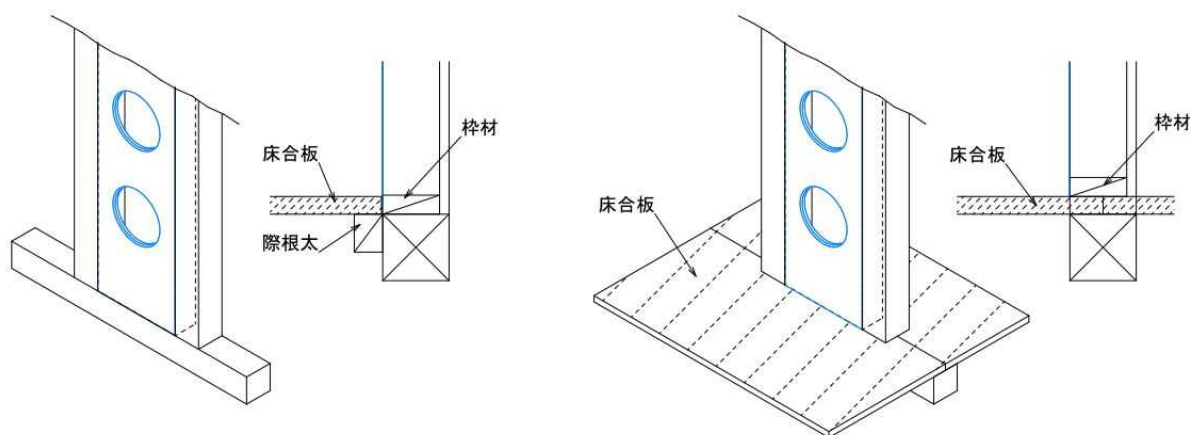


図 2-6-1 壁勝仕様（左）と床勝仕様（右）

- g) バーリング面材は必ず 4 周に木軸材を配置することとし、縦継や横継をしてはならない。

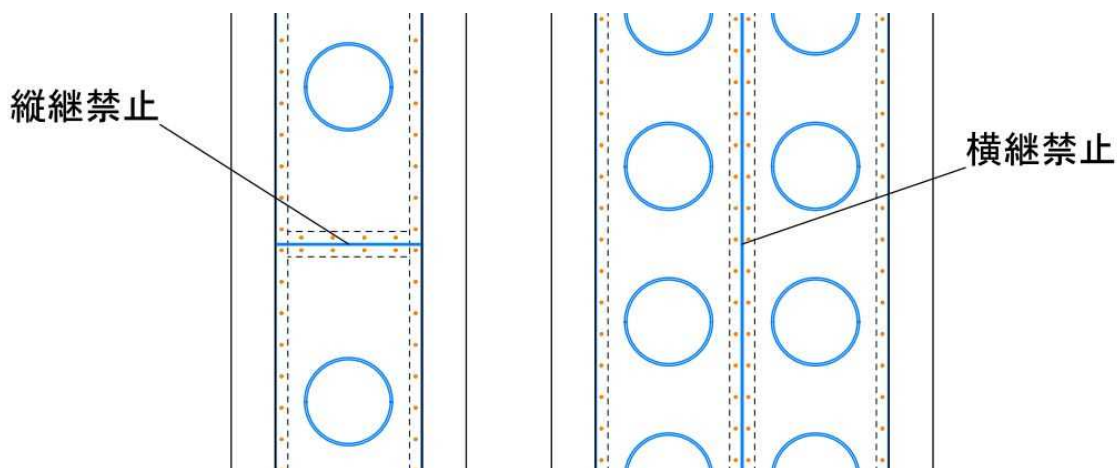


図 2-6-2 バーリング面材の縦継（左）および横継（右）の禁止

- h) バーリング耐力壁の許容せん断耐力は、横架材間内法寸法別で設定された値を用いることとする。
- i) バーリング耐力壁を構成する柱材が他の耐力壁を構成する部材の一つとなってはならない。

- j) 構造計算で用いる耐力壁の長さは、455mm とする。
- k) 構造計算で用いる耐力壁高さの設定は、下横架材上端から上横架材上端までの高さとする。
※許容せん断耐力は h) で規定した値を採用する

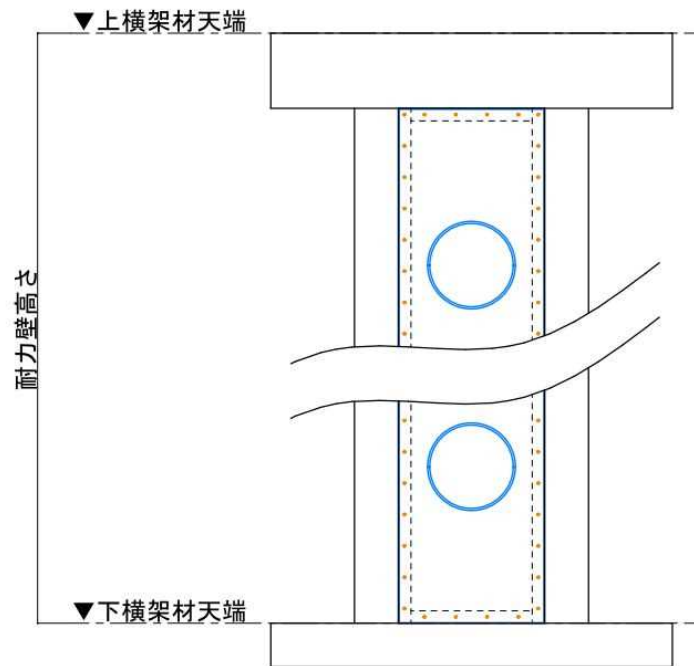


図 2-6-3 構造計算上の耐力壁高さの設定

- l) 柱頭柱脚接合部は、構造計算で算出された引抜力を上回る引抜耐力を有する接合とする。
- m) バーリング耐力壁はその他の面材張り耐力壁（建設省告示第 1100 号）と同様に、専用ビスを介して横架材にせん断力が伝達される機構であるため、柱頭柱脚接合部で複合応力の検定は不要とする。
- n) バーリング耐力壁を構成する木軸材は本評価書「2-3」に準拠したものを使用する。
- o) 本評価書「2-4」に示すように、耐力壁長さ、柱材間内法寸法および横架材間内法寸法に合わせて、適用範囲に見合ったバーリング面材を使用する。
- p) 柱に平角材（平柱材）を使用する場合は、本評価書「2-4」に従い、その建物で使用する基本断面に合わせてバーリング面材を選定し、かつそれぞれで定められた柱材間内法寸法に合わせて平柱材を偏心させなければならない。

- q) バーリング面材を切断する際は、バーリング孔の端距離が長い側を切断することとし、横架材間内法寸法より 3mm 程度短くして切断することとする。

※バーリング孔の端距離が短い側を切断してはならない

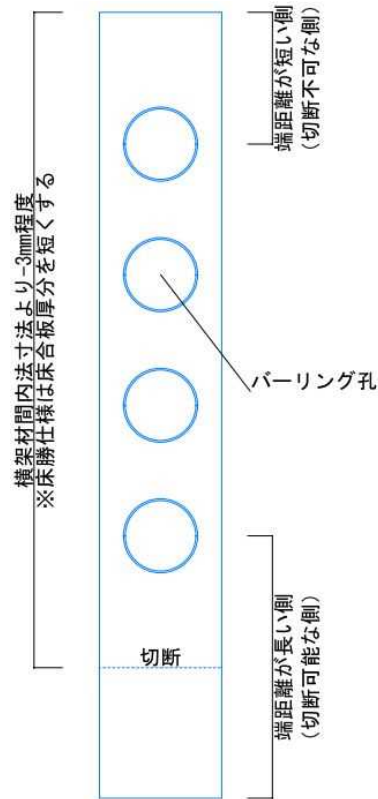


図 2-6-4 バーリング面材を切断する長さのルール

- r) 壁勝仕様においては、バーリング面材は下端から 370mm の範囲で、横架材間内法寸法に合わせて切断して調整する。
- s) 床勝仕様においては、バーリング面材は下端から 398mm の範囲で、横架材間内法寸法および床合板の厚さに合わせて切断して調整する。

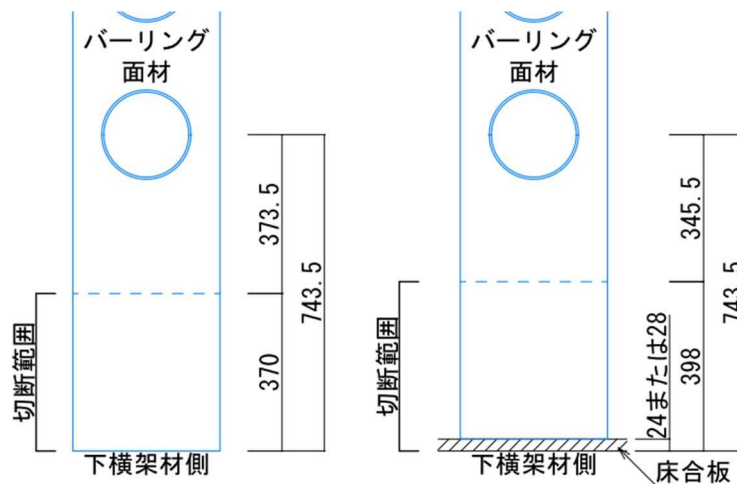


図 2-6-5 バーリング面材の切断可能範囲

- t) 基本的にバーリング面材と枠材とでパネルを作成してから木軸材に入れ込むこととする。
- u) パネル骨組みを柱材間内法寸法および横架材間内法寸法より小さくする場合は、1mm 以内とする。

※床勝仕様は、横架材間内法寸法から床合板厚み分を差し引いた寸法とする

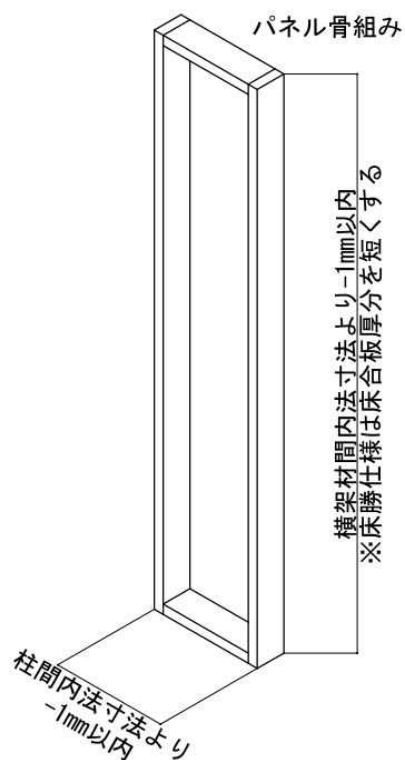


図 2-6-6 パネル骨組みの大きさ

- v) 縦枠材と横枠材の勝ち方向は任意とする。

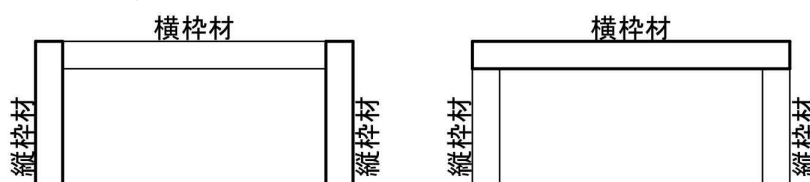


図 2-6-7 縦枠材勝ち（左）と横枠材勝ち（右）

- w) バーリング耐力壁に使用する接合具および配置ルールは、本評価書「2-5」に準拠する。
- x) バーリング面材は波打たないように釘で留め付けることとし、波打ってしまった場合は増し打ちを行うこととする。

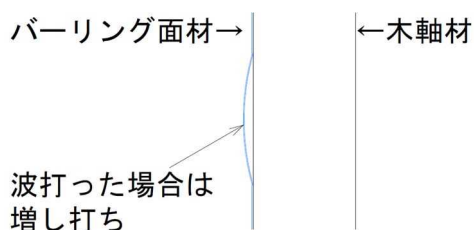


図 2-6-8 バーリング面材の波打ち

- y) 使用する接合具を打ち損じた場合、打ち損じた周辺で必ず増し打ちを行うこととする。
- z) パネルの作成は平坦部で行い、不陸とならないようにパネルを作成する。
- aa) バーリング面材のバーリング孔の端距離が長い側（切断可能な側）を下横架材側にして、パネルを木軸材に入れ込むこととする。

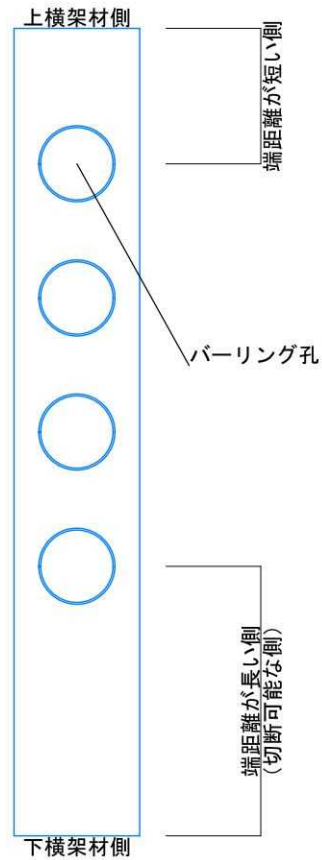


図 2-6-9 バーリング面材（パネル）の上下の向き

bb) パネル骨組みの面が、木軸材の面と合致、または内側（躯体内）になるようにパネルを木軸材に入れ込むこととする。

※パネル骨組みの面が木軸材の面よりも外側（躯体外）になることは禁止とする

※バーリング面材や釘頭が木軸材の面の外側になることは許容する

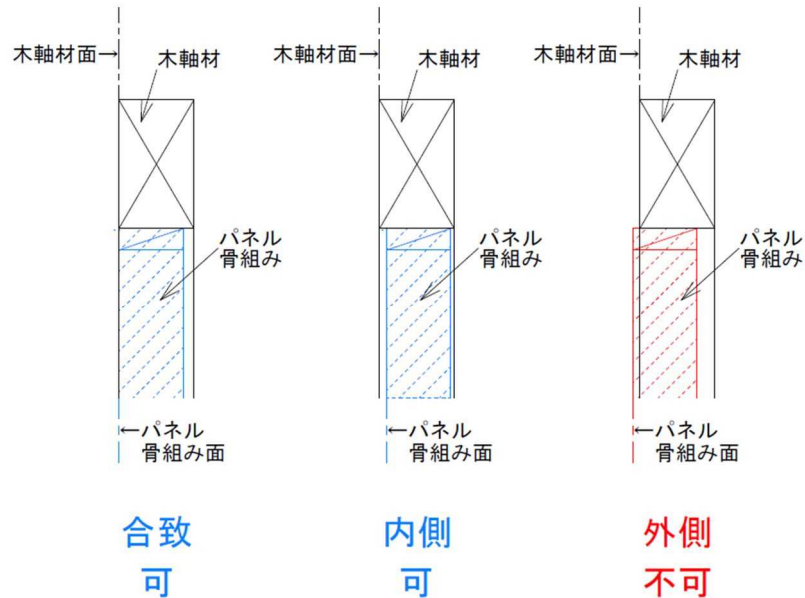


図 2-6-10 木軸材とパネルとの面外方向の配置ルール

cc) 基本的にバーリング面材と枠材とでパネルを組んだ後に木軸材に入れ込む仕様であるが、上枠材以外または片方の縦枠材以外を木軸材にビスで留め付け、残りの枠材に留め付けたバーリング面材を木軸材に入れ込む方法も可能とする。

※パネル組みをする場合と同様に、他の適用ルールに遵守すること

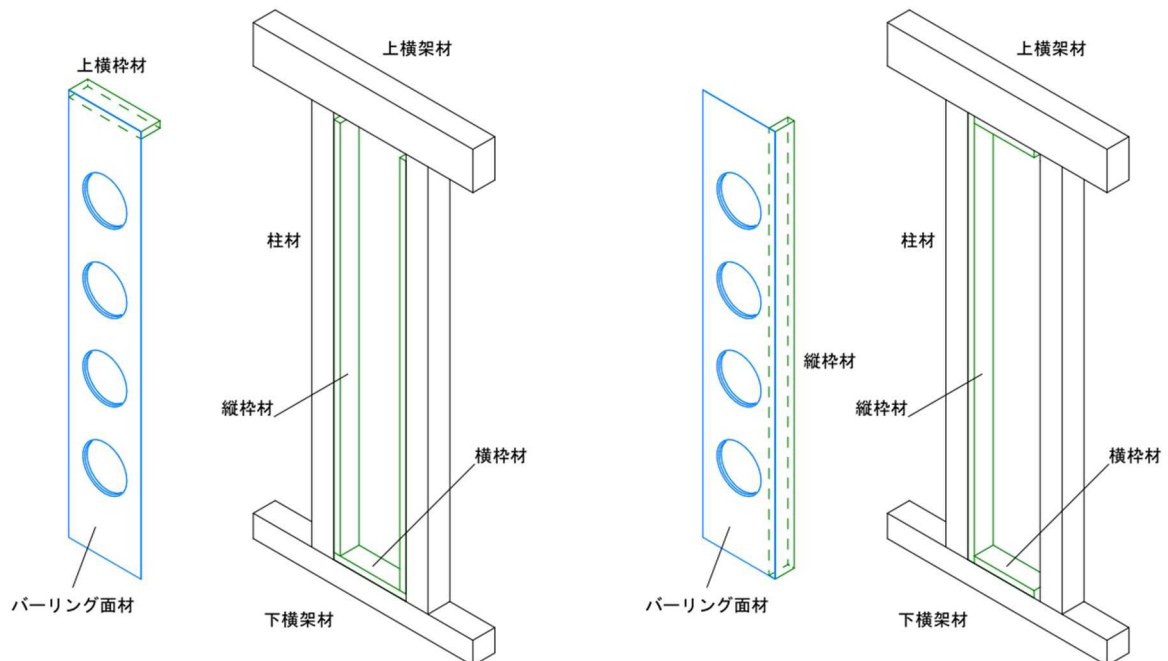


図 2-6-11 パネル組み以外の施工方法

2-7 柱頭柱脚金物の配置ルール

バーリング耐力壁は耐力壁としての長さ（幅）が短く、配置される柱頭柱脚金物の位置によっては耐力壁の性能が低下する可能性があるため、以下に配置ルールを定める。

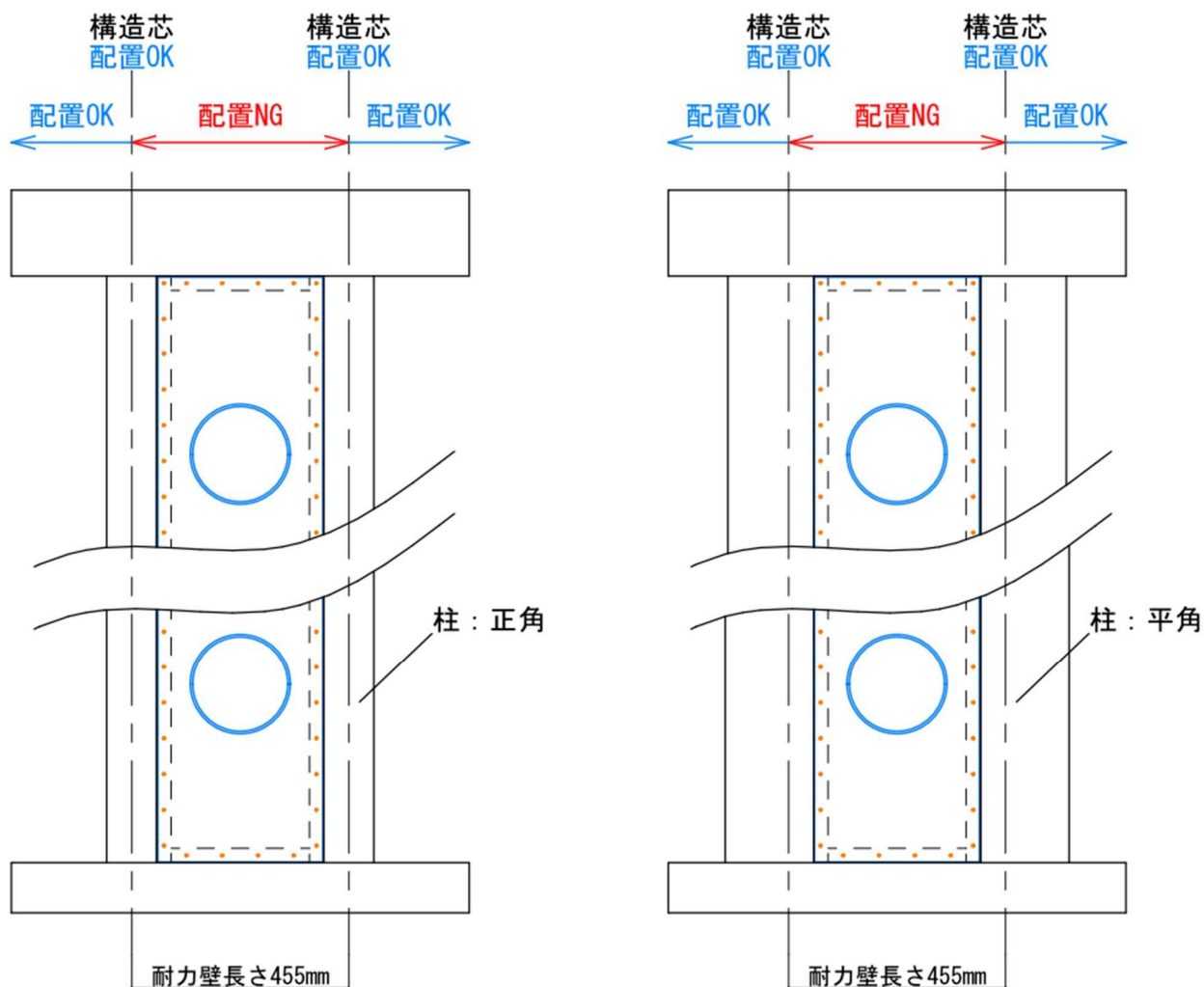
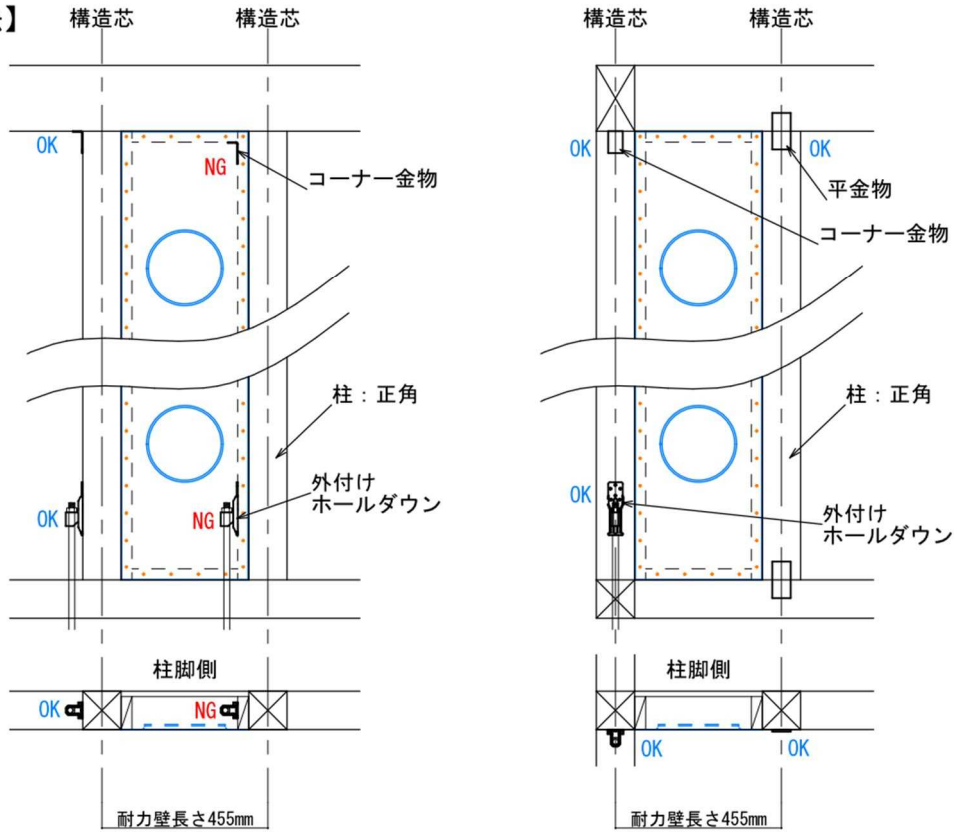


図 2-7-1 柱頭柱脚金物の配置ルール

耐力壁の「構造芯」または「構造芯より外側」に柱頭柱脚金物を配置することとし、構造芯より内側には柱頭柱脚金物を配置してはならないこととする。次頁に柱頭柱脚金物の配置例を示す。

【例：在来工法】



【例：金物工法】

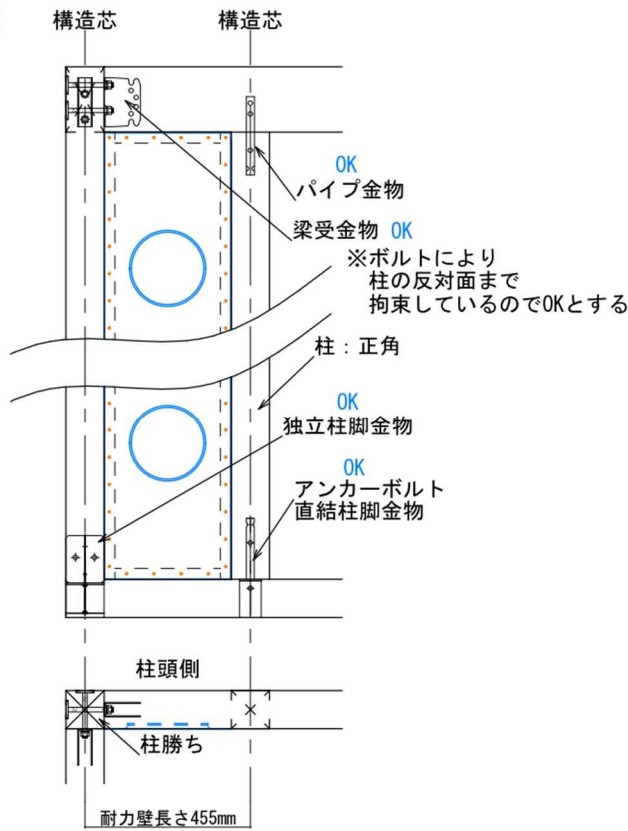


図 2-7-2 柱脚金物の配置例と適用可否